平成２３年（フ）第６３０８号
大阪市港区弁天３丁目18番７号
債務者　近藤　智子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４５号
大阪市住吉区苅田４丁目12番６―501号
債務者　木川優子こと　俞　　優子（旧姓藪）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５２号
大阪市住吉区長居東４丁目15番22号
債務者　小笠原頼子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７２号
大阪市西区九条南３丁目５番13号
債務者　秦　千奈津（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１３号
大阪府茨木市大住町４番13号
債務者　松本　昭子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２０号
大阪市阿倍野区桃ケ池町２丁目８番３号　リベルタトム桃ヶ池201号
債務者　居川　仁次
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２３号
大阪市港区池島１―３―21　メゾン伊藤101号、住民票上の住所大阪市港区八幡屋２丁目７番17号
債務者　加藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５９号
大阪府寝屋川市打上元町９番33号
債務者　山本志津香
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４７５号
大阪府摂津市南別府町15番46―105号
債務者　寺田　利文
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０号
広島県三次市十日市西３丁目２番20号
債務者　高尾　健市
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第４９号
広島県庄原市三日市町62番地１、前住所兵庫県神戸市西区南別府４丁目365番地の１
債務者　家原　知代（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第５９号
山形県飽海郡遊佐町庄泉字西谷地５番地、前住所宮城県名取市箱塚２丁目５番12号
債務者　菅原佳津恵
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３６号
群馬県沼田市上原町1706番地７　アベニール３号
債務者　神嵜　仁美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
群馬県高崎市箕郷町下芝48番地５
債務者　淡路美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３７号
埼玉県加須市土手２丁目15番65号
債務者　森　　幸男
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０９号
さいたま市南区文蔵５丁目18番２号　バチュラー浦和306、旧住所さいたま市南区文蔵２丁目16番16号　ラピス203号
債務者　谷崎　和成
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７７号
さいたま市西区大字内野本郷927番地15
債務者　須藤　眞澄
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係